

安堵町環境美化センター解体工事入札説明書

入札公告に基づく条件付事後審査型一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟読のうえ、入札しなければなりません。

1. 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札公告日から落札決定日までの間、次に掲げるすべての要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
- (3) まほろば環境衛生組一般競争実施基準に基づく条件付一般競争入札（事後審査型）参加申請書を提出し、かつ、安堵町・広陵町・河合町の何れかの入札等参加資格者名簿に建設工事業で登録されている者であること。
- (4) 奈良県の建設工事等契約に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の期間中でないこと。
- (5) 安堵町・広陵町・河合町が行う行政事務からの暴力団排除に関する要綱に基づく排除措置の期間中でないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者（更正手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 談合等による損害賠償請求について、日本国内行政各機関から受けていない者であること。
- (8) 本工事の設計図書等を閲覧していること。
- (9) 入札参加の場合、次に掲げる条件を全て満たしていること。
 - ① 主たる営業所（建設業を営む営業所を統括し、指揮監督する権限を有する 1 か所の営業所をいう。本店・本社）を安堵町・広陵町・河合町・奈良県内の何れかにおいて有する者であること。
 - ② 「建築一式工事」に係る建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による特定建設業の許可（有効なものに限る。）を受けていること。
 - ③ 建設業法第 27 条の 23 第 1 項に規定する経営事項審査を受け、同法第 27 条の 29 第 1 項に定める経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における「建設工事」の総合評定値（P）が下記に該当すること。安堵町・広陵町・河合町・奈良県内の何れかにおいて本店・本社を有する者について 1, 000 点以上であること。
 - ④ 「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（平成 13 年 4 月 25 日付け厚生労働省基発第 401 号）に基づき、元請けとして官公庁（一部事務組合、広域連合等を含む）が発注した一般廃棄物を対象とする処理能力 10 t / 日以上のごみ焼却施設の解体工事实績を有する者であること。
 - ⑤ 常用雇用で当該雇用期間が 3 ヶ月を経過している雇用関係にあり、1 級土木施工管理技士又は 1 級建築施工管理技士又は 1 級建築士のいずれかの国家資格及び建設業法における監理技術者資格者証を有する技術者を監理技術者として工事現場に専任で配置できること。

2. 入札参加手続に関する事項

この工事の入札に参加しようとする者は、本事業の条件付一般競争入札（事後審査型）参加申請書を提出し、落札候補者については、条件付一般競争入札（事後審査型）参加資格確認申請書及び参加確認に必要となる添付資料

(以下「申請書等」という。)を提出しなければなりません。

※申請書等は、令和3年6月1日火曜日よりまほろば環境衛生組合ホームページに掲載します。

◎ホームページアドレス：<https://mahorobakankyo2020.jp/>

- (1) この工事の入札に参加しようとする者は、(様式第1-1)を2部提出すること。
 - 「条件付一般競争入札(事後審査型)参加申請書」(様式第1-1)
- (2) 提出期間 令和3年6月1日 火曜日 午前9時からの
令和3年6月23日 水曜日 午後5時までに提出
(ただし、閉庁日を除く。)
- (3) 提出方法 持参とする。
- (4) 提出先 まほろば環境衛生組合施設課
奈良県生駒郡安堵町大字東安堵958番地 安堵町役場1階
電話番号：0743-57-1511(代表)
- (5) 落札候補者については、入札参加資格要件を満たすことを確認する(様式第1-2)申請書等を提出すること。
 - 「建設業許可通知書」の写し又は「建設業許可証明書」の写し(委任を受けた営業所については証明書等で確認ができる書面の写し)
 - 「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写し(最新のもの、審査基準日から1年7ヶ月の期間内であること)。
 - 「施工実績調書」(様式第2)
 - 「配置予定技術者届出書」(様式第3)
 - 「施工実績調書」(様式第2)の記載内容が確認できる契約書又は、施工実績証明書の写し(入札参加資格に関する条件を満たしていることが確認できるものを添付すること)。また、契約書等について、一般財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報サービス、CORINSの「受注登録工事カルテ受領書」又は「竣工登録工事カルテ受領書」の写しに代えることができる。
 - 「配置予定技術者届出書」(様式第3)の記載内容が確認できる監理技術者資格者証(両面)、監理技術者講習修了書及び健康保険証の写し。
 - 誓約書
- (6) 提出期間 令和3年7月12日 月曜日 午前9時からの開札後
令和3年7月15日 木曜日 午後5時までに提出
(ただし、閉庁日を除く。)
- (7) 提出方法 持参とする。
- (8) 提出先 まほろば環境衛生組合施設課
奈良県生駒郡安堵町大字東安堵958番地 安堵町役場1階
電話番号：0743-57-1511(代表)

3. 入札保証金に関する事項

当該入札に係る入札保証金は安堵町契約規則第6条の規定による。

4. 事後審査に関する事項

- (1) 入札参加資格要件の審査は、まほろば環境衛生組合一般競争入札実施基準に基づき、提出された書類を審査する。
- (2) 一度提出された書類の書換え、引換え又は撤回は認めない。
- (3) 入札参加資格を審査した結果、入札参加資格の有無に係らず条件付一般競争入札参加資格審査結果を公表する。

5. 閲覧に関する事項

(1) 閲覧

- ① 閲覧期間 令和3年6月4日 金曜日 午前9時から
令和3年6月23日 水曜日 午後4時まで
(ただし、閉庁日を除く。)
- ② 閲覧場所 安堵町環境美化センター
奈良県生駒郡安堵町大字笠目326-1番地
電話番号：0743-57-3658
- ③ 閲覧条件 設計図書等を閲覧できる者は入札に参加する資格を有する者に限る。
- ④ その他 閲覧には条件付一般競争入札参加申請書(様式第1-1)を持参し提示すること。

6 現場確認

解体対象施設の確認を次のとおり受け付ける。

- (1) 期 間 令和3年6月4日 金曜日 から 令和3年6月23日 水曜日まで
平日開庁日(午前9時00分から正午まで、午後1時00分から午後4時00分まで)
- (2) 申込方法 所定の「現場確認申込書」に記載し、FAXにより申込みをすること。原則として希望日の2日前までにFAXにて申し込みを行うこと。申し込みはFAXによる回答をもって完了とする。
- (3) 申 込 先 まほろば環境衛生組合施設課
奈良県生駒郡安堵町大字東安堵958番地
電話番号：0743-57-1511(代表) FAX番号 0743-57-1525
- (4) その他
 - ① 本工事の入札参加資格を有しないものは、現場確認を申し込みできない。
 - ② 申込み希望日が重なった場合、本組合の都合で確認できない場合などは調整を行うものとする。
 - ③ 現場確認の際には照明器具・ヘルメット等必要なものは持参すること。

7 質疑及び回答方法

本工事の設計図書等に関する質疑を次のとおり受け付ける。

- (1) 質疑がある場合は、FAXによる質問書の提出に限り受け付けます。
なお、FAXの件名には入札件名を明記してください。また、提出については、まとめて1回のみとし、FAX送信後、まほろば環境衛生組合施設課に電話にて送信確認を行ってください。
(質問がない場合は、質問書の送付及び電話連絡の必要はありません。)
- ① 受付期間 令和3年6月7日 月曜日 から 令和3年6月23日 水曜日まで
午前9時00分から午後3時00分まで(ただし、閉庁日は除く。)
- (ア) 提出方法 質疑書に記載し、FAXにより提出すること。
- (イ) 提 出 先 まほろば環境衛生組合施設課
奈良県生駒郡安堵町大字東安堵958番地
FAX番号 0743-57-1525
- (2) 提出方法
所定の「質疑書」に記載し提出すること。
- (3) 回答方法
FAXにて回答する。(回答期日：令和3年6月30日 水曜日)
- (4) その他
本工事の入札参加資格を有しないものは、質疑は申し込みできない。

8 入札等に関する事項

- (1) 入札日時 令和3年7月12日 月曜日 午前10時00分
入札室開場予定時間：午前9時30分
- (2) 提出場所 奈良県生駒郡安堵町大字東安堵 958 番地
安堵町役場 3階 大会議室
- (3) 入札時間までに入札室に入室していること。
- (4) 入札室に入室できるものは1入札参加者1名とする。
- (5) 入札執行場所へ入室する前に、条件付一般競争入札（事後審査型）参加申請書（原本）を入札執行担当職員へ提示し、誓約書を提出すること。誓約書を提出できない場合は、入札に参加することはできない。
- (6) 入札書の提出について
 - ① 入札書は持参とし、郵便、信書便又は電送によるものは受け付けない。
 - ② 入札書には、入札金額、工事年度、工事番号、工事名、工事場所、入札者の住所又は所在地、商号又は名称及び代表者職氏名を記載し、押印の上、封筒に入れ、封筒には、工事年度、工事番号、工事名、工事場所、入札者の住所又は所在地、商号又は名称及び代表者職氏名を記載し、封緘、封印の上、入札箱に投函すること。
 - ③ 代理人が入札する場合は、委任状を入札前までに代理人が持参して提出すること。なお、この場合の入札書には、入札者の住所又は所在地、商号又は名称及び代表者職氏名を記載し、「代理人」と代理人であることの表示及び「代理人の氏名」を記載して当該代理人使用印を押印の上、封筒に入れ、封筒には、工事年度、工事番号、工事名、工事場所、入札者の住所又は所在地、商号又は名称及び代表者職氏名を記載し、封緘、代理使用印で封印の上、入札箱に投函すること。
 - ④ 入札は、総価においてすること。（入札書は税抜きとする。）
 - ⑤ 入札日時外の入札書は、理由の如何にかかわらず受理しない。
 - ⑥ 一度提出された入札書の書換え、引換え又は撤回は、認めない。
 - ⑦ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (7) 工事費内訳書の提出について
 - ① 第1回の入札執行時に工事費内訳書を入札書に添付の上、入札箱に投函すること。なお、再度入札においては、工事費内訳書の提出を求めない。
 - ② 工事費内訳書には入札者が見積もった入札金額の内訳を記載するとともに、工事年度、工事番号、工事名、工事場所、入札者の住所又は所在地、商号又は名称及び代表者職氏名を記載し、押印の上、投函すること。
 - ③ 代理人が入札する場合の工事費内訳書には、(6)の③の規定により、「代理人」と代理人であることの表示及び「代理人の氏名」を記載して当該代理人使用印を押印し、入札箱に投函すること。
 - ④ 工事費内訳書は、入札書の添付書類であり、投函した工事費内訳書の書換え、引換え又は撤回することはできない。
- (8) 入札の無効
 - ① 次に掲げるいずれかに該当する入札書は、無効とする。
 - (ア) 入札に参加する資格のない者のした入札書
 - (イ) 所定の日時まで所定の場所に到達しない入札書
 - (ウ) 誤字、脱字等により記載事項が不明な入札書
 - (エ) 金額の記入がない入札書
 - (オ) 金額を訂正した入札書
 - (カ) 入札書の商号若しくは名称、住所若しくは所在地又は代表者名のいずれかが記載されず、又は入札者の押印のない入札書

- (キ) 同一人が同一の工事において2以上の入札書を提出した場合のそのすべての入札書
- (ク) 他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をした入札書
- (ケ) 委任状を持参しない代理人がした入札書
- (コ) 談合その他の不正な行為によってされたことが明らかであると認められる入札に係る入札書
- (サ) その他入札に関する条件に違反した入札書

② 次に掲げるいずれかに該当する工事費内訳書に係る入札は、無効とする。

- (ア) 誤字、脱字等により入札書と同一性が判別できない工事費内訳書
- (イ) 別工事又は白紙若しくは複数の提出のある特定できない工事費内訳書
- (ウ) 記名押印を欠いた工事費内訳書
- (エ) 入札金額と合計金額が大幅に異なる工事費内訳書
- (オ) (ア) から (エ) までに掲げるもののほか、著しい不備がある工事費内訳書

(9) 入札の失格

- ① 予定価格を上回る入札書
- ② 最低制限価格を設けた場合、当該最低制限価格に対する入札書比較価格を下回る入札書
- ③ 再度入札において、前回の入札における最低価格以上の入札書

(10) 再度入札

- ① 開札の結果、落札にいたらない場合は、直ちに出席者をもって再度入札を実施する。この場合において、再度入札者が1人になった場合は入札を打ち切った上、本組合との協議に入るものとする。
- ② 入札回数は、再度入札を含め2回とする。
- ③ (8) 入札の無効の①((ウ)、(オ)、(カ)を除く。)又は(9)入札の失格の①若しくは②のいずれかに該当する入札をした者は、再度入札に参加できない。

9 開札に関する事項

- (1) 開札日時 令和3年7月12日 月曜日(入札書提出終了後)
- (2) 開札場所 安堵町役場 3階 大会議室
奈良県生駒郡安堵町大字東安堵 958 番地
- (3) 入札の不成立 開札日において、予定価格以下で有効な入札書及び工事内訳書を提出した者がいないときは、この入札を不成立とする。ただし、再度公告して行う入札については、この限りでない。

10 落札者の決定方法及び事後審査に関する事項

- (1) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした者から落札候補者を決定します。但し落札者となるべき同価格の入札者が2者以上ある場合には、その場で「くじ」により落札者候補者の優先順位を決定します。
- (2) 入札結果にて落札者第1順位者と認められた者については、下記の日時まで審査書類一式を提出し、受注者として適格であるか否かの審査を行った後に、落札者として決定を事後公表します。
 - 日 時 令和3年7月15日 木曜日 午後5時まで
 - 提出場所 まほろば環境衛生組合施設課
奈良県生駒郡安堵町大字東安堵 958 番地

11 契約に関する事項

- (1) 支払条件 前払金(有)
- (2) 契約の保証 当該入札に係る契約保証金は安堵町契約規則第22条の規定による
- (3) 議会の議決 要

- (4) その他 議会の議決については、落札決定後、仮契約を締結し、議会の議決後にこれを本契約とする。仮契約の日までの期間に、落札者が、まほろば環境衛生組合建設工事条件付一般競争入札実施基準に定めるいずれかの要件を満たさなくなったときは、仮契約を締結しない。また、仮契約を締結している場合にあつては、仮契約を解除する。なお、議会に否決された場合、仮契約は無効となり契約は成立しない。また、このことで仮契約を締結した者に損害が生じても、本組合は何ら責任を負わない。

12 その他

- (1) 入札までの間にやむを得ない事由が生じたときは、入札を延期し、又は取り止めることがある。
- (2) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）の適用を受ける工事については、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施を義務付ける。

13 問い合わせ先

- (1) 名 称 まほろば環境衛生組合施設課
- (2) 所 在 地 奈良県生駒郡安堵町大字東安堵 958 番地
電話番号：0743-57-1511（代表） FAX 番号 0743-57-1525